

# 令和7年度 土地境界測量等業務委託 ＜作業項目毎の内容、計上数量等の説明＞

令和7年(2025年)4月1日

## 資料調査・現地準備(A工程)

### (1)調査・報告

#### (作業内容)

委託業務履行に必要な調査(関連確定図、確定済の座標値等の資料調査及び現地調査)及び報告を含む定例的な打合せを行う。

#### (計上数量)

業務回数を計上する。

### (2)打合せ協議(単位:1回当り)

#### (作業内容)

委託業務履行において、発注者が特に必要と判断した住民説明や現場調査及び打合せ等に付随する発注者の指示する業務を行う。

#### (計上条件)

上記作業において、作業員2名を一定時間拘束する場合の人件費。

#### (計上数量)

業務対応回数を計上する。

### (3)検査探索(単位:1点当り)

#### (作業内容)

既存境界点の状況を把握するために、確定図距離・座標差距離・実測距離・復元距離(埋設後)を比較して、現地において境界点間距離を測定する作業。

#### (計上数量)

検査探索をする境界点の点数を計上する。

# 令和7年度 土地境界測量等業務委託 ＜作業項目毎の内容、計上数量等の説明＞

令和7年(2025年)4月1日

## 立会業務(B工程)

(1)境界立会(単位:1回当り)

(作業内容) 関係土地所有者との現地立会において、市が支給する金鉋もしくはプラスチック杭等の仮杭の埋設及び担当職員の指示する業務を行う。
---

(計上条件) 上記作業において、作業員2名を一定時間現場で拘束する場合の人件費。
---

(計上数量) 立会回数を計上する。
----------------------

# 令和7年度 土地境界測量等業務委託 ＜作業項目毎の内容、計上数量等の説明＞

令和7年(2025年)4月1日

## 図面作成業務(C工程)

### (1)石標埋設(単位:1本当り)

(作業内容)

境界立会において埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置に石標を正確に埋設する作業。

(計上数量)

設置1本当りを計上する。

### (2)金属標埋設(単位:1枚当り)

(作業内容)

境界立会において埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置に金属標を正確に埋設する作業。

(計上数量)

設置1枚当りを計上する。

### (3)金鋳埋設(コンクリート巻)(単位:1本当り)

(作業内容)

境界立会において埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置に金鋳を正確に埋設する作業。

(計上数量)

設置1本当りを計上する。

### (4)プラスチック杭埋設(単位:1本当り)

(作業内容)

境界立会において埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置にプラスチック杭を正確に埋設する作業。

(計上数量)

設置1本当りを計上する。

### (5)石標撤去(1本)(単位:1本当り)

(作業内容)

埋設されている石標を撤去する作業。

(計上数量)

撤去1本当りを計上する。

### (6)石標撤去(部分)(単位:1箇所当り)

(作業内容)

埋設されている石標の道路上に突出している部分等を撤去する作業。

(計上数量)

撤去1箇所当りを計上する。

(7) 確定図作成(単位:1㎡当り)

(作業内容)

既知点である4級基準点もしくは多角点に基づき、地形・地物を描画し、土地境界確定図を作成する作業。

**\* 道路隣接部の幅は、両側5mずつとする。**

\* 土地境界確定図:縮尺1/300

<参考>

\* 4級基準点:公共座標      \* 多角点:作業区域のみの任意座標

(計上数量)

確定図作成面積を計上する。 **(計上範囲については別紙参照)**

(8) 確定図の修正(単位:1㎡当り)

(作業内容)

確定図の修正、追加(現地作業無し)作業。

**\* 道路隣接部の幅は、両側5mずつとする。**

(計上数量)

確定図修正、追加面積を計上する。 **(確定図作成の計上方法と同様)**

(9) 4級基準点計算整理(単位:1m当り)

(作業内容)

既知点である公共基準点等に基づき、計算により4級基準点の水平位置(世界測地系による座標値)を定める作業。

(計上数量)

4級基準点測量の延長を計上する。

(10) 境界点計算整理(単位:1点当り)

(作業内容)

4級基準点計算整理の結果に基づき、計算により旧日本測地系の座標が付いた境界点の座標値(世界測地系による座標値)及び復元点・道路後退点等の座標を定める作業。

(計上数量)

対象となる境界点の点数を計上する。

(11) 成果の検定(単位:1㎡当り)

(作業内容)

発注者が指示した成果物等の点検、修正作業。

**\* 道路隣接部の幅は、両側5mずつとする。**

(計上数量)

指示した成果物の確定図の点検、修正面積を計上する。 **(確定図作成の計上方法と同様)**

(12) 電子成果物の作成

(作業内容)

測量の成果について、電子媒体に取りまとめる作業。

(計上数量)

業務回数を計上する。

# 令和7年度 土地境界測量等業務委託 ＜作業項目毎の内容、計上数量等の説明＞

令和7年(2025年)4月1日

## A・B・C工程共通

### (1)境界点復元測量(単位:1点当り)

#### (作業内容)

道路台帳調査担当に事前に復元方法について相談を行うこと。

#### ア 基準点による復元

公共基準点もしくは多角点が保存されており、境界点資料に基づき、放射法により境界点を仮印もしくは紙で復元する作業。

#### イ 残存する境界点による復元

残存する周囲の境界点を使用し、その境界点と復元したい境界点の関係資料に基づき、放射法等により、境界点を仮印もしくは紙で復元する作業。

#### (計上数量)

復元する境界点の点数を計上する。

### (2)境界点測量(単位:1点当り)

#### (作業内容)

基準点もしくは多角点に基づき、現地において境界点を測量し、その座標値を定める作業。

ア 境界点番号については、現地において埋設した境界点(立会等において設置した仮杭を含む)に、発注者の指示に従い、番号を付すものとする。

イ 用地測量における「境界測量」を実施した後、「境界点間測量」を実施するものとする。

ウ 境界点間測量を実施する際の較差の許容範囲については、平地を採用する。

#### (計上数量)

座標付けする境界点の点数を計上する。

### (3)4級基準点測量(現場内)(単位:1m当り)

#### (作業内容)

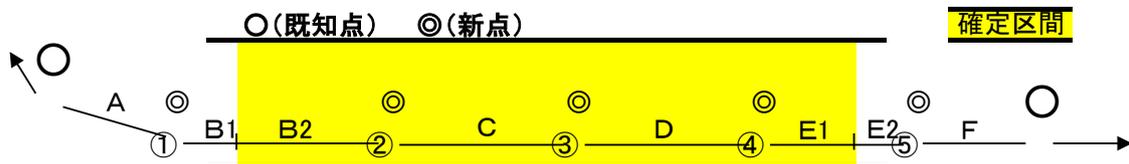
既知点である公共基準点に基づき、角度及び距離を測定し、4級基準点の水平位置(公共座標値)を定める作業。なお、測量方式は結合多角方式を標準とし、やむを得ない場合は単路線方式とする。

＜基準点とは＞

国家三角点・1級、2級及び3級基準点・4級(1次)基準点

#### (計上数値)

4級基準点測量の延長を計上する。 \* 計上数値=B2+C+D+E1



\* やむをえず放射法により補助基準点(4級(2次)基準点)を設置した場合は全延長を計上する。

(4) 4級基準点測量(現場外)(単位:1点当り)

(作業内容)

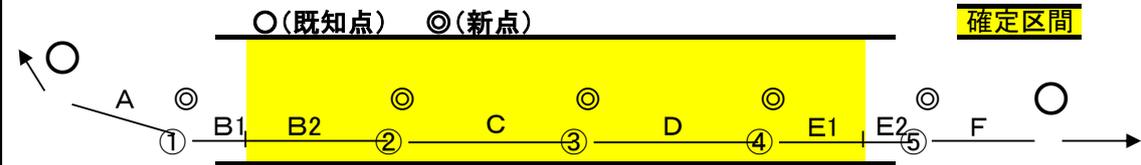
既知点である公共基準点に基づき、角度及び距離を測定し、4級基準点の水平位置(公共座標値)を定める作業。なお、測量方式は結合多角方式を標準とし、やむを得ない場合は単路線方式とする。

<基準点とは>

国家三角点・1級、2級及び3級基準点・4級(1次)基準点

(計上数値)

4級基準点測量の点数を計上する。 \* 計上数値=①+⑤

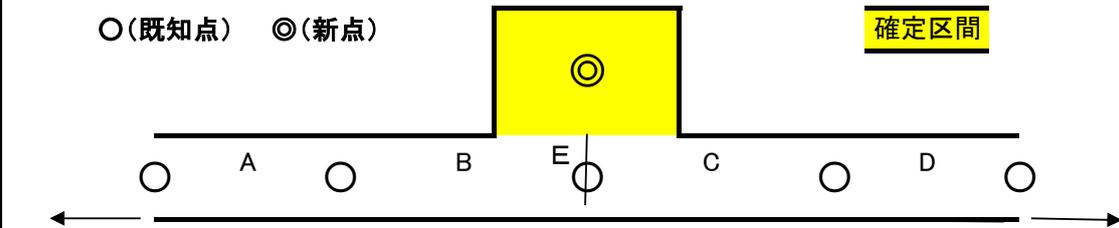


(5) 補助基準点測量(単位:1m当り)

(作業内容)

既知点に基づき、新点である補助基準点の位置及び標高を定める作業。ただし、4級基準点測量からの開放点(後視点より短い距離)、1点までとする。

(計上数値)



(6) 中心線測量(単位:1m当り)

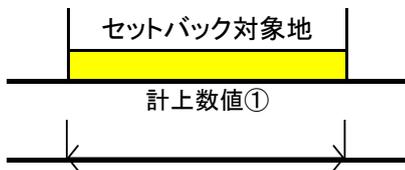
(内容説明)

道路セットバックにおける、道路中心線の線形を決定する作業。

(計上数量)

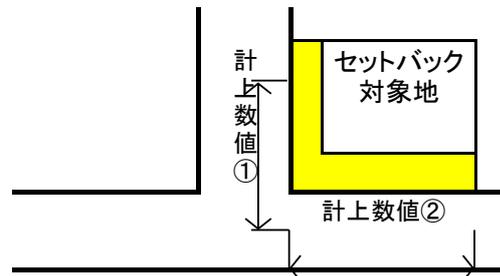
セットバック部分の延長を計上する。 \* 計上数値=セットバック対象地の延長

(凡例1)



\* 計上数値=①

(凡例2)



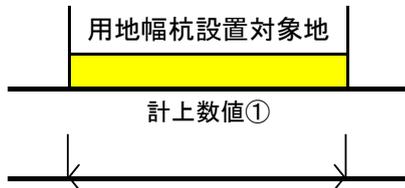
\* 計上数値=①+②

(7)用地幅杭設置測量(単位:1m当り)

(内容説明)  
中心線等から用地幅杭点の座標値の計算・道路後退線測量図(垂線図)の作成及び現地仮杭設置を行う作業。

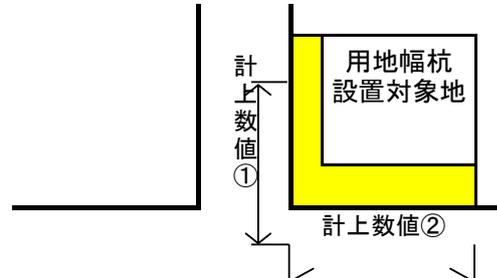
(計上数量)  
用地幅杭設置の延長を計上する。 \* 計上数値=用地幅杭設置対象地の延長

(凡例1)



\* 計上数値=①

(凡例2)



\* 計上数値=①+②

(8)交点計算(単位:1点当り)

(作業内容)  
分筆等において所定の区画の面積を算出するため、境界点(分筆等のための新点)の水平位置を交点計算により算出する作業。  
または既知点の境界点の水平位置(座標値)を基に、2円の交点計算等により交点(分筆等のための新境界点)の水平位置(座標値)を算出する作業。

(計上数量)  
位置を求める境界点(新点)の点数を計上する。

(9)伐採(単位:1m当り)

(作業内容)  
測量実施時に障害となる樹木等を伐採する作業。

(計上数量)  
伐採をした延長を計上する。

## 確定図作成の計上数量

(別紙)

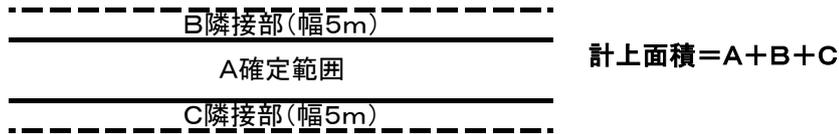
(基本事項)

○計上単位: m<sup>2</sup>当り

○確定図の作成範囲: 道水路と隣接部(両側とも幅5m)  
(区域線から5m幅程度の現況構造物等の絵形記入を含む)

○基本範囲だけでは、関連確定図等、周囲とのつながりが不明な場合、+10mの絵形を書く。

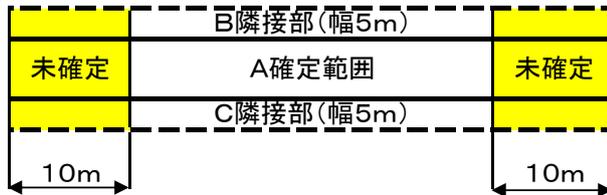
(確定図作成の基本範囲)



(基本範囲以外の例)

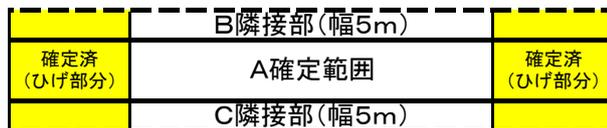
(1)基本範囲だけでは、関連確定図等、周囲とのつながりが不明なため、+10mの絵形を書く場合。

(例-1)接続部が未確定区間の場合



計上面積=A+B+C+両側10mの網掛部分

(例-2)接続部が確定済区間の場合

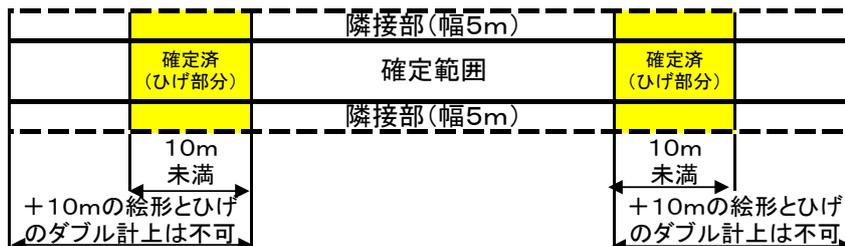


計上面積=A+B+C+両側の網掛部分(ひげ伸ばし部分)

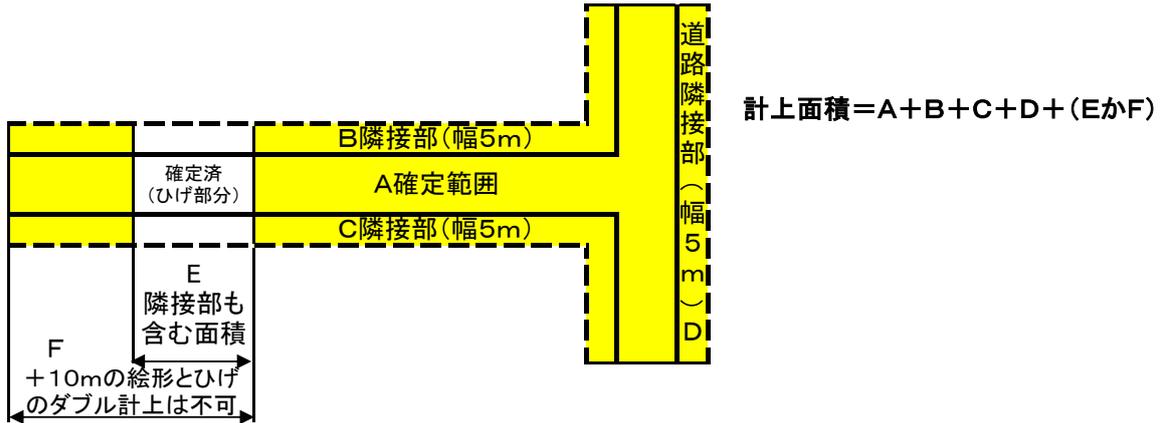
<注記>

上記(例-2)のように査定範囲から1区間先の境界標までの、ひげ伸ばし区間の計上はできる。  
この場合、ひげの長さが10mに満たない場合で、+10m範囲の絵形を書いた場合は、+10mの請求に切り換えて請求することは出来るが、ひげと+10mのダブル計上は出来ない。

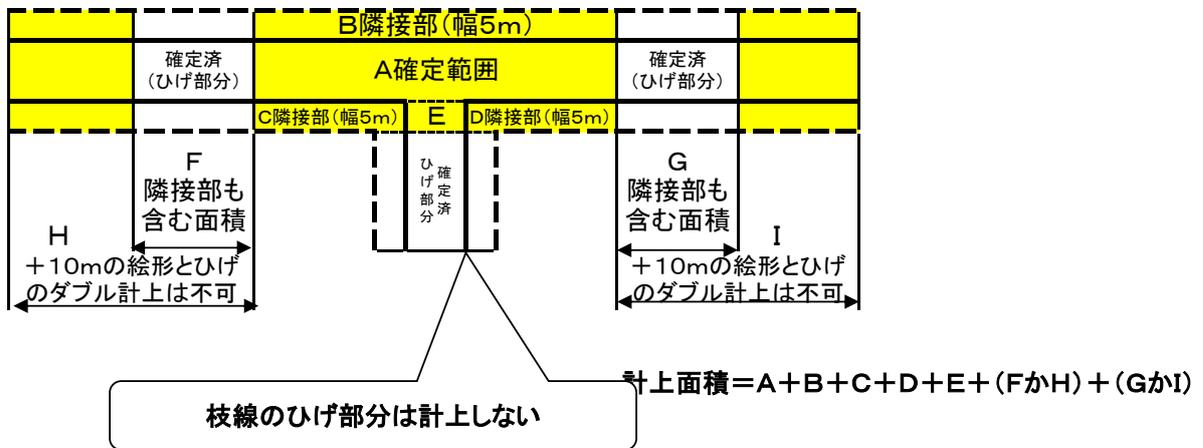
(例-3)上記<注記>の説明



(例-4) 交差点を含む場合



(例-5) 交差点を通過する形での確定区間の場合



(例-6) 道水路の終点部分の場合

